

武蔵野市長 松下玲子 殿

武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会

会長 室井敬司

答 申

1 審査会の結論

審査請求人が***の法定代理人父として、令和3年2月10日付けで行った、「***に関する子ども家庭支援センターのケース記録」（以下「本件開示請求文書」という。）の自己情報の開示請求に対して、武蔵野市長（以下「実施機関」という。）がした一部開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

2 本件の概要

(1) 審査請求人が、武蔵野市個人情報保護条例（平成13年3月23日条例第6号。以下「条例」という。）第16条に基づき、令和3年2月10日、実施機関に対し本件開示請求文書に係る自己情報の開示を請求したところ、実施機関が、同月24日、条例第17条第2号及び第6条に該当するとして本件決定を下したので、審査請求人は、令和3年3月24日、本件決定の取消しを求めて審査請求を行った。

(2) 審査請求人が本件決定の取消しを求める理由は、概ね次のとおりである。

ア 条例第17条第2号の「開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの」を理由として非開示とされた箇所については、その除外条項である同号ただし書イに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に相当する。

イ 条例第17条第6号の「事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」を理由として非開示とされた箇所について、今回の開示請求の目的が長女の養育態様の把握、妻による当方の親権・監護権の侵害の立証であることから鑑みるに、武蔵野市にそのおそれがないことは明白である。

- (3) 実施機関は、本件決定の理由として、概ね次のとおり説明している。
- ア 条例第17条第2号に該当する箇所について、個人情報及び他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であり、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものとして非開示としている。
- イ 条例第17条第6号に該当する箇所について、開示することにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして非開示にしている。

3 審査会の判断

(1) 本件非開示部分

本件で条例第17条第2号により非開示とされた部分は、「***に関する子ども家庭支援センターのケース記録」のうち、①「配偶者からの聴取内容」の一部であり、条例第17条第6号により非開示とされた部分は、②「関係機関内での協議内容」の一部である。

(2) 条例第17条第2号該当性

①「配偶者からの聴取内容」の非開示部分は、***に関する子ども家庭支援センターのケース記録のうちの相談記録等の一部であるから、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するといえることができる。

また、当該情報を精査すると、当該情報には、「***の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するものは含まれていないと認められる。

よって、①「配偶者からの聴取内容」の非開示部分は非開示が妥当である。

(3) 条例第17条第6号該当性

②「関係機関内での協議内容」の非開示部分に係る相談支援事務は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第5条に基づいて地方公共団体が行う母子保健事業の一環として行われる事務であって、同法の目的である母性及び乳幼児の健康の保持及び増進を図るために、妊産婦や乳幼児の保護者からの相談を受けて必要な支援や指導を行うもので

ある。これを実現するためには、保健師等の専門職である相談担当職員が、妊産婦、乳幼児の父母ら保護者や医療機関その他の関係者から聞き取りを行うとともに、妊産婦並びに乳幼児及びその父母ら保護者の状況を観察して、問題点を把握し、適正な評価・判断を行うことが必要である。

条例第17条第6号の「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる（「武蔵野市個人情報保護条例の解釈・運用の手引 平成30年8月」89頁【第6号関係 事務又は事業に関する情報 2】）ところ、相談担当職員の評価・判断の内容が乳幼児（本件の場合の本人）の法定代理人（本件の場合の父又は母）に開示されることになれば、これらの評価・判断が乳幼児の法定代理人の認識や意向と必ずしも一致するとは限らないことから、相談担当職員と妊産婦、乳幼児の父母ら保護者及びその他関係者との間の信頼関係が損なわれるおそれがある。また、乳幼児の法定代理人から無用な誤解を招くことを恐れて相談担当職員が適正な評価・判断を率直に記載することを差し控えるおそれがある。そうすると、妊産婦及び乳幼児に対する適切な支援の実現が困難になるおそれがある。さらに、相談者への対処方法等が開示されると、将来的にも、同種の相談をしようとする市民の信頼を失うなどして当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、②「関係機関内での協議内容」の非開示部分が開示されることにより、今後の相談支援事務の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する蓋然性が認められるといえる。

以上より、②「関係機関内での協議内容」の非開示部分は、条例第17条第6号に該当する情報であるといえる。

(4) 結論

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

4 審査の経過

年月日	審議経過
令和3年4月19日	諮問
令和3年5月14日	実施機関より理由説明書收受
令和3年5月25日	審議（第16期第6回審査会）
令和3年6月25日	審査請求人より意見書收受
令和3年7月6日	審議（第16期第7回審査会）

令和3年8月11日	実施機関より補充説明書收受
令和3年8月19日	審議（第16期第8回審査会）
令和3年10月6日	審査請求人より口頭意見陳述聴取 審議（第16期第9回審査会）
令和3年11月9日	審議（第17期第1回審査会）
令和3年12月22日	審議（第17期第2回審査会）
令和4年1月31日	審議（第17期第3回審査会）